

問 1

CFP[®]認定者にとって業務を行ううえで留意しなければならないのが、関連業法等の順守です。以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 1)

(設問A) 以下は特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会（以下「協会」という）が、「CFP[®]認定基準規程」において定めた「CFP[®]認定者の初期認定要件」の抜粋である。文章の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

(教育要件)

第3条 協会が実施するCFP[®]資格審査試験を受験しようとする者は、次の各号のいずれかの方法により、協会が定める学習内容を履修していることを要する。

- 一 協会の認定するAFP認定者にあつては、自己の学習による。
 - 二 前号以外の者にあつては、協会が指定した大学院等での所定の課程を修了することによる。
- 2 CFP[®]認定を受けようとする者は、第4条に定める試験要件を満たした後に、協会が実施する（ア）に係る所定の研修を修了しなければならない。

(経験要件)

第5条 CFP[®]認定を受けようとする者は、ファイナンシャル・プランニングに係る実務経験を（イ）以上有していることを要する。実務経験の定義等は、別に定める。

(倫理要件)

第6条 CFP[®]認定を受けようとする者は、CFP[®]認定者に係る諸規程並びに協会の定める倫理規程等のすべてを了解し、順守する旨の（ウ）を所定の手続きにて行うことを要する。

1. (ア) FP実務 (イ) 3年 (ウ) 誓約
2. (ア) FP実務 (イ) 5年 (ウ) 登録
3. (ア) FP倫理 (イ) 3年 (ウ) 登録
4. (ア) FP倫理 (イ) 5年 (ウ) 誓約

(問題2)

(設問B) 著作権法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 公開の場で行われた政治上の演説や陳述は、同一の著作者のものを編集して利用する場合を除き、方法を問わず利用することができる。
2. 実名の著作物の著作権は、原則として著作者の死後70年を経過するまでの間、存続する。
3. 官公庁が一般に周知するため作成・公表した広報資料や統計データは、転載を禁止する旨の表示がない限り、説明の材料として雑誌に転載することができる。
4. 著作物の著作権および著作者人格権は、契約により著作者から他者へ譲渡することができる。

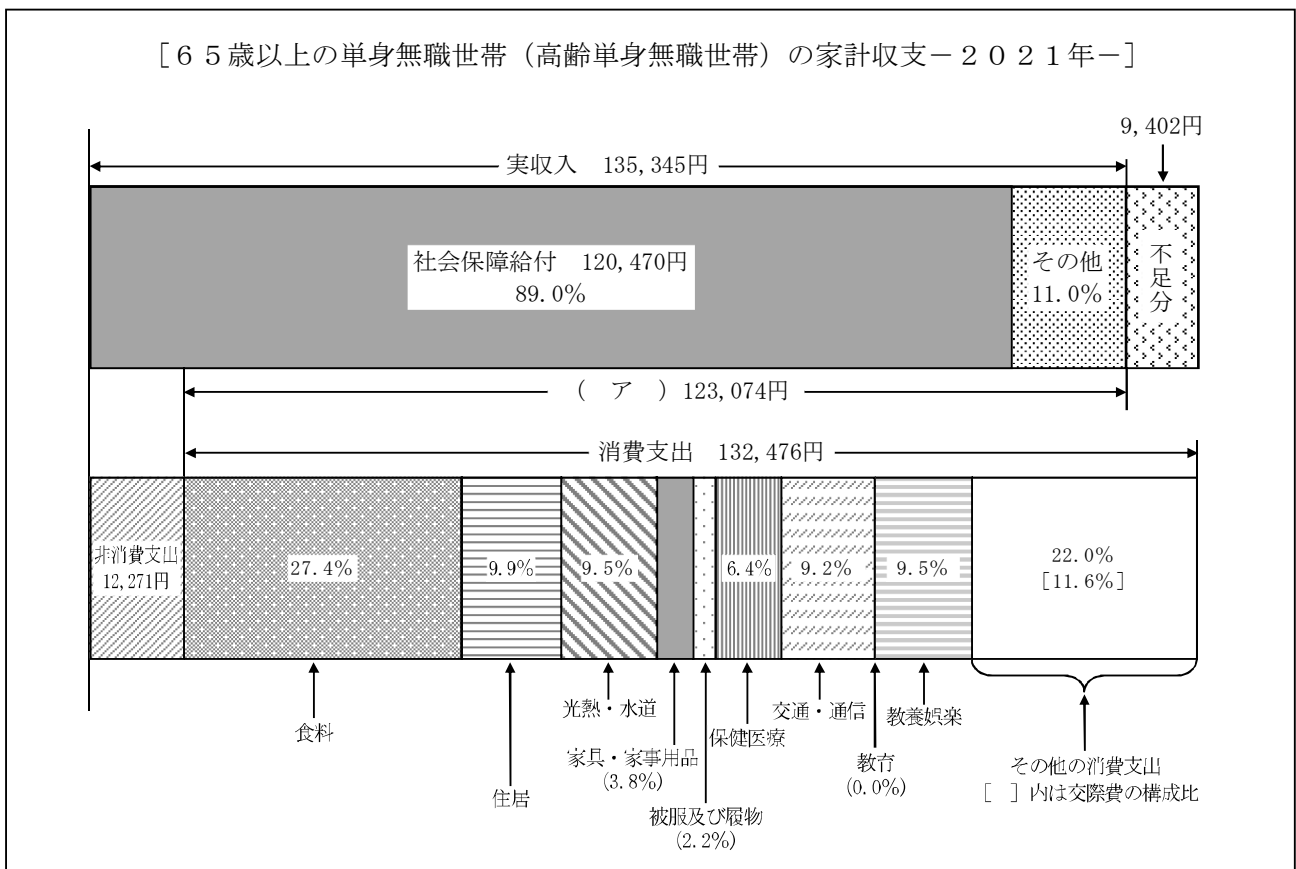
問2

CFP®認定者にとって、ライフプランニングに関する情報に関心をもち、情報収集しておくことは大切です。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題3)

(設問A) 以下の<資料>は、総務省統計局の「家計調査年報(家計収支編)」で公表された2021年の高齢単身無職世帯の家計収支の状況を基に作成したものである。この<資料>に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、計算結果は表示単位の小数点以下第3位を四捨五入すること。

<資料>



2021年の高齢単身無職世帯の家計収支について、(ア)は123,074円となる。また、平均消費性向は(イ)、黒字率は(ウ)となる。

- 1. (ア) 可処分所得 (イ) 107.64% (ウ) ▲7.64%
- 2. (ア) 可処分所得 (イ) 117.61% (ウ) ▲6.95%
- 3. (ア) 基本生活費 (イ) 107.64% (ウ) ▲6.95%
- 4. (ア) 基本生活費 (イ) 117.61% (ウ) ▲7.64%

(問題4)

(設問B) 喫茶店を営んでいる成田さんは、今後3年にわたり以下のようなキャッシュフローを生み出す新店舗投資を実施するかどうか検討している。以下の<資料>に基づく投資の意思決定に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては係数表を使用せず、電卓にて計算し、計算過程で万円未満の端数が生じた場合は万円未満を四捨五入すること。

<資料>

[投資条件]

投資額：1,500万円

資本コスト：年10%

	投資によって将来得られるキャッシュフロー
1年後	500万円
2年後	600万円
3年後	700万円

[意思決定の基準]

当初3年間に得られるキャッシュフローの正味現在価値(NPV)による。

正味現在価値(NPV)が正の場合：新店舗投資を実施する。

正味現在価値(NPV)が負の場合：新店舗投資を実施しない。

[正味現在価値の計算式]

正味現在価値 = 将来キャッシュフローの現在価値 - 投資するキャッシュの現在価値

1. この投資の正味現在価値(NPV)は▲158万円であるため、投資を実施しない。
2. この投資の正味現在価値(NPV)は▲23万円であるため、投資を実施しない。
3. この投資の正味現在価値(NPV)は120万円であるため、投資を実施する。
4. この投資の正味現在価値(NPV)は136万円であるため、投資を実施する。

(問題5)

(設問C) 2022年4月1日施行の改正民法により、成年年齢が18歳に引き下げられた。成年年齢引下げに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 2022年3月に、18歳の人が法定代理人の同意を得ずにしたバイクを購入するためのローン契約は未成年者取消権の対象となるが、2022年4月1日以降にその契約について、本人が返済をした場合、原則として取り消すことはできない。
2. 成年後見人は、未成年者であることが欠格事由の一つとされているため、成年年齢の引下げにより、18歳以上の成年者は成年後見人となることができる。
3. 成年年齢の引下げに関係なく、20歳未満の人が特別養子縁組の養親となることはできない。
4. 特別児童扶養手当の支給対象となる障害児は、一定の障害等級にあると認められた未成年者である障害者とされているため、成年年齢の引下げにより、18歳未満の障害者が支給対象とされる。

問3

会社員のパーソナルファイナンスに関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、設問A、Bについては以下の<資料>に基づいて解答してください。

<資料>

【収入に関する事項】

○給与収入（年間・手取り）

志賀 正雄さん（本人・会社員）：現在580万円。2033年末に退職するが、2034年から2038年まで継続雇用で勤務する。2034年以降の収入は320万円となる。

志賀 明子さん（妻・パート）：現在110万円。2034年末に退職し、2035年以降の収入はない。

○一時的収入 正雄さんは、2034年に退職一時金2,000万円（手取り）を受け取る。

【支出に関する事項】

○基本生活費：年間360万円。2028年以降、年間324万円となる。

○住宅関連費 持ち家（戸建て）

住宅ローン：金利年2.30%（全期間固定）
元利均等返済（ボーナス返済なし）
債務者は正雄さんで75歳時に完済予定
年間返済額は167万円

固定資産税等：年間13万円

○教育費

長女：私立大学文系（四年制）に在学中である。

長男：私立高校に在学中であり、大学は私立理系（四年制）への進学を予定している。

	高校		大学	
	公立	私立	私立文系	私立理系
年間教育費	40万円	90万円	85万円	120万円
入学一時金	15万円	35万円	30万円	30万円

○保険料：年間24万円

○自動車関連費

維持費：年間25万円

買替え：2029年に350万円

車検：2023年、2025年、2027年、2032年、2034年、2036年に行う。費用は1回当たり15万円

○その他支出：年間30万円

○一時的支出

家族旅行：2027年、2030年にそれぞれ60万円、2033年に150万円

【留意事項】

- ・ キャッシュフロー表の同一の欄に計上する項目が複数ある場合、それらの合計額に変動率を適用し算出した金額によること。
- ・ <資料>の金額はすべて2022年（基準年）時点の現在価値である。

<現状のキャッシュフロー表>

(単位：万円)

経過年数		基準年	1	2	3	4	5	6	7	
西暦(年)		2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	
家族・年齢	志賀 正雄	本人	49	50	51	52	53	54	55	56
	明子	妻	48	49	50	51	52	53	54	55
	幸恵	長女	19	20	21	22	23	24	25	26
	正明	長男	17	18	19	20	21	22	23	24
ライフイベント		変動率	長女 大学入学		長男 大学入学		長女就職	家族旅行	長男就職	自動車 買替え
収入	給与収入(本人)	1.0%	580	586	592	598	604	610	616	622
	給与収入(妻)	1.0%	110	111	112					
	一時的収入	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0
	収入合計	-	690	697	704					
支出	基本生活費	1.0%	360	364	367	371	375			
	住宅関連費	0.0%	180	180	180	180	180	180	180	180
	教育費(長女)	1.0%	115				0	0	0	0
	教育費(長男)	1.0%	90						0	0
	保険料	0.0%	24	24	24	24	24	24	24	24
	自動車関連費	1.0%	25					42	27	402
	その他支出	1.0%	30	30	31	31	31	32	32	32
	一時的支出	1.0%	0	0	0	0	0			
支出合計	-	824	815	(ア)						
年間収支	-	▲134	▲118							
預貯金等残高	1.0%	1,500	1,397							

経過年数		8	9	10	11	12	13	14	15	
西暦(年)		2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	
家族・年齢	志賀 正雄	本人	57	58	59	60	61	62	63	64
	明子	妻	56	57	58	59	60	61	62	63
	幸恵	長女	27	28	29	30	31	32	33	34
	正明	長男	25	26	27	28	29	30	31	32
ライフイベント		変動率	家族旅行			夫退職 家族旅行	夫継続雇用 妻退職			
収入	給与収入(本人)	1.0%	628							
	給与収入(妻)	1.0%					0	0	0	
	一時的収入	0.0%	0	0	0	0	2,000	0	0	
	収入合計	-								
支出	基本生活費	1.0%				365				
	住宅関連費	0.0%	180	180	180	180	180	180	180	
	教育費(長女)	1.0%	0	0	0	0	0	0	0	
	教育費(長男)	1.0%	0	0	0	0	0	0	0	
	保険料	0.0%	24	24	24	24	24	24	24	
	自動車関連費	1.0%				28	45	28	46	29
	その他支出	1.0%	32	33	33	33	34	34	34	35
	一時的支出	1.0%					0	0	0	
支出合計	-									
年間収支	-	(イ)								
預貯金等残高	1.0%								2,323	

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。また、記載されている数値は正しいものとする。

※各項目の計算に当たっては端数を残し、表中に記入の際は万円未満四捨五入したものを使用すること。

ただし、預貯金等残高は各年ごとに端数を残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。

※収入合計と支出合計、年間収支は表中に記載すべき整数で計算すること。

(問題6)

(設問A) 志賀さん夫婦は、将来の資金設計についてCFP[®]認定者に相談し、キャッシュフロー表を作成してもらうことにした。現状のキャッシュフロー表中の空欄(ア)、(イ)にあてはまる金額の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては係数表を使用せず、電卓にて計算すること。

1. (ア) 837 (イ) 29
2. (ア) 837 (イ) 68
3. (ア) 868 (イ) 29
4. (ア) 868 (イ) 68

(問題7)

(設問B) 志賀さん夫婦は、今後の生活設計を考えるうえで、明子さんの収入を増やし、正雄さんが継続雇用を終える2038年までに期間短縮型の繰上げ返済によって、住宅ローンを完済したいと考えている。そこで、CFP[®]認定者は、以下の〈見直しの内容〉を提案し、それに伴うキャッシュフロー表を作成した。見直し後のキャッシュフロー表中の空欄(ウ)にあてはまる金額として、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては係数表を使用せず、電卓にて計算すること。

〈見直しの内容〉

- ・ 明子さん(会社員)の給与収入(年間・手取り)
2025年から2034年まで160万円(現在価値)
- ・ 住宅関連費
住宅ローン: 2028年以降は通常の返済額に加えて毎年25万円、2034年のみ通常の返済額に加えて1,025万円を繰上げ返済する。なお、繰上げ返済の手数料等は考慮しないものとする。
- ・ その他支出
2028年から年間20万円(現在価値)

1. 2,473
2. 2,518
3. 2,529
4. 2,822

<見直し後のキャッシュフロー表>

(単位：万円)

経過年数		基準年	1	2	3	4	5	6	7		
西暦(年)		2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029		
家族・年齢	志賀 正雄	本人	49	50	51	52	53	54	55	56	
		明子	妻	48	49	50	51	52	53	54	55
		幸恵	長女	19	20	21	22	23	24	25	26
		正明	長男	17	18	19	20	21	22	23	24
ライフイベント		変動率	長女 大学入学		長男 大学入学		長女就職	家族旅行	長男就職	自動車 買替え	
収入	給与収入(本人)	1.0%	580	586	592	598	604	610	616	622	
	給与収入(妻)	1.0%	110	111	112						
	一時的収入	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	
	収入合計	-	690	697	704						
支出	基本生活費	1.0%	360	364	367	371	375				
	住宅関連費	0.0%	180	180	180	180	180	180			
	教育費(長女)	1.0%	115				0	0	0	0	
	教育費(長男)	1.0%	90						0	0	
	保険料	0.0%	24	24	24	24	24	24	24	24	
	自動車関連費	1.0%	25					42	27	402	
	その他支出	1.0%	30	30	31	31	31	32			
	一時的支出	1.0%	0	0	0	0	0				
支出合計	-	824	815								
年間収支	-	▲134	▲118								
預貯金等残高	1.0%	1,500	1,397								

経過年数		8	9	10	11	12	13	14	15		
西暦(年)		2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037		
家族・年齢	志賀 正雄	本人	57	58	59	60	61	62	63	64	
		明子	妻	56	57	58	59	60	61	62	63
		幸恵	長女	27	28	29	30	31	32	33	34
		正明	長男	25	26	27	28	29	30	31	32
ライフイベント		変動率	家族旅行			夫退職 家族旅行	夫継続雇用 妻退職				
収入	給与収入(本人)	1.0%	628								
	給与収入(妻)	1.0%					0	0	0		
	一時的収入	0.0%	0	0	0	0	2,000	0	0		
	収入合計	-									
支出	基本生活費	1.0%					365				
	住宅関連費	0.0%									
	教育費(長女)	1.0%	0	0	0	0	0	0	0		
	教育費(長男)	1.0%	0	0	0	0	0	0	0		
	保険料	0.0%	24	24	24	24	24	24	24	24	
	自動車関連費	1.0%				28	45	28	46	29	
	その他支出	1.0%									
	一時的支出	1.0%					0	0	0		
支出合計	-										
年間収支	-										
預貯金等残高	1.0%				1,634	(ウ)			1,725		

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。また、記載されている数値は正しいものとする。

※各項目の計算に当たっては端数を残し、表中に記入の際は万円未満四捨五入したものを使用すること。

ただし、預貯金等残高は各年ごとに端数を残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。

※収入合計と支出合計、年間収支は表中に記載すべき整数で計算すること。

(問題8)

(設問C) 落合さんは2027年3月末に定年を迎え、退職一時金を受け取る。定年後の5年間は、雇用形態は変わるものの引き続き就労して、2032年3月末にリタイアする予定である。落合さんはリタイア後の生活資金を準備するため、2023年4月1日から資金運用を開始する。リタイア後の2032年4月1日以降は、退職一時金と蓄えた資金を、複利運用しながら取り崩して生活費および住宅のリフォーム費用に充てたいと考えている。以下の〈条件〉に基づく場合、2027年4月1日から2032年3月末までの5年間、毎年3月末に積み立てるべき一定金額(最少額)として、正しいものはどれか。なお、運用益についての税金等は考慮しないものとする。また、計算に当たっては、次の係数表を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、解答に当たっては万円未満を切り上げること。

〈条件〉

[リタイア前]

- ・ 自助努力で準備した老後のための資金300万円(2023年3月末時点)を、2023年4月1日から2032年3月末までの9年間、年利1.5%で複利運用する。
- ・ 2027年3月末に受け取る退職一時金1,700万円(手取り額)を、2027年4月1日から2032年3月末までの5年間、年利1.5%で複利運用する。
- ・ 2023年4月1日から2027年3月末までの4年間、毎年3月末に50万円を積み立てながら、年利1.5%で複利運用し、積み立てた金額を2027年4月1日から2032年3月末までの5年間は年利1.5%で複利運用する。
- ・ 2027年4月1日から2032年3月末までの5年間、毎年3月末に一定金額を積み立てながら、年利1.5%で複利運用する。

[リタイア後]

- ・ 2032年4月1日から2042年3月末までの10年間、蓄えた資金を年利2.0%で複利運用しながら、毎年3月末に100万円ずつ取り崩す。
- ・ 2042年4月1日から2062年3月末までの20年間、蓄えた資金を年利1.0%で複利運用しながら、毎年3月末に80万円ずつ取り崩す。
- ・ 2032年4月1日からの5年間、蓄えた資金を年利2.0%で複利運用し、2037年3月末にリフォーム資金として550万円を取り崩す。

<係数表> ※係数表の数値は正しいものとする。

[終価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	1.041	1.061	1.082
5年	1.051	1.077	1.104
9年	1.094	1.143	1.195
10年	1.105	1.161	1.219
20年	1.220	1.347	1.486

[現価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	0.961	0.942	0.924
5年	0.951	0.928	0.906
9年	0.914	0.875	0.837
10年	0.905	0.862	0.820
20年	0.820	0.742	0.673

[年金終価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	4.060	4.091	4.122
5年	5.101	5.152	5.204
9年	9.369	9.559	9.755
10年	10.462	10.703	10.950
20年	22.019	23.124	24.297

[年金現価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	3.902	3.854	3.808
5年	4.853	4.783	4.713
9年	8.566	8.361	8.162
10年	9.471	9.222	8.983
20年	18.046	17.169	16.351

[資本回収係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	0.256	0.259	0.263
5年	0.206	0.209	0.212
9年	0.117	0.120	0.123
10年	0.106	0.108	0.111
20年	0.055	0.058	0.061

[減債基金係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	0.246	0.244	0.243
5年	0.196	0.194	0.192
9年	0.107	0.105	0.103
10年	0.096	0.093	0.091
20年	0.045	0.043	0.041

1. 37万円
2. 39万円
3. 40万円
4. 47万円

問4

住宅取得や教育に係る資金設計等に関する以下の設問A～Hについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題9)

(設問A) 天野さん(会社員・年収600万円)は、住宅購入を計画しており、CFP[®]認定者に以下の<条件>に基づくシミュレーションを依頼した。このシミュレーションにおける購入可能な物件価格の上限として、正しいものはどれか。なお、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、住宅ローンの借入額および物件価格については10万円未満を切り捨てること。また、消費税および贈与税は考慮しないものとする。

<条件>

- ・ 用意した住宅購入資金500万円と父から贈与される300万円を住宅購入に充てる。これらの資金で不足する分については、住宅ローンを利用する。
- ・ 住宅ローンの借入額については、住宅ローンの年間元利合計返済額が、現在の年収の20%となるようにする。
- ・ 住宅ローンの条件は、年利1.30%(全期間固定)、返済期間25年(返済回数300回)、元利均等返済、毎月返済のみ(ボーナス返済なし)とする。
- ・ 借入額100万円当たりの毎月の元利合計返済額は3,906円とする。
- ・ 住宅購入のための諸費用は物件価格の8%とし、上記で準備した資金の中から充てるものとする。

1. 2,640万円
2. 2,830万円
3. 3,110万円
4. 3,360万円

(問題 10)

(設問B) 宮野さんは、以下の<住宅ローン>について返済額軽減型の繰上げ返済を検討中である。借入れから10年経過した時点(返済回数120回終了後)で、残存期間に適用される金利が年3.00%となった場合、毎月の返済額が当初の10年間と変わらないようにするために必要な繰上げ返済額として、正しいものはどれか。なお、繰上げ返済の手数料等については考慮しないこと。また、計算に当たっては、次の係数表を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、繰上げ返済額は万円未満を切り上げること。

<住宅ローン>

借入金利：年1.25% (当初10年間固定)

返済方法：元利均等返済、毎月返済のみ (ボーナス返済なし)

返済期間：30年 (返済回数360回)

借入額：4,300万円

※当初の一定期間に適用される金利のみが決まっている元利均等返済の住宅ローンの当初の一定期間の返済額(元利合計)は、当初の一定期間に適用される金利が完済まで適用されるものとして計算される。

<係数表> ※係数表の数値は正しいものとする。

[終価係数 (1ヵ月用)]

期間	1.25%	3.00%
10年	1.13307	1.34935
20年	1.28386	1.82075
30年	1.45471	2.45684

[現価係数 (1ヵ月用)]

期間	1.25%	3.00%
10年	0.88255	0.74110
20年	0.77890	0.54922
30年	0.68742	0.40703

[年金終価係数 (1ヵ月用)]

期間	1.25%	3.00%
10年	127.75174	139.74142
20年	272.50402	328.30200
30年	436.51916	582.73688

[年金現価係数 (1ヵ月用)]

期間	1.25%	3.00%
10年	112.74785	103.56175
20年	212.25396	180.31091
30年	300.07350	237.18938

[資本回収係数 (1ヵ月用)]

期間	1.25%	3.00%
10年	0.00887	0.00966
20年	0.00471	0.00555
30年	0.00333	0.00422

[減債基金係数 (1ヵ月用)]

期間	1.25%	3.00%
10年	0.00783	0.00716
20年	0.00367	0.00305
30年	0.00229	0.00172

1. 315万円
2. 458万円
3. 505万円
4. 580万円

(問題 1 1)

(設問 C) 日本学生支援機構の第一種奨学金の貸与を以下の<資料>のとおり受けた場合、返還する割賦金の月賦分 (ア) と半年賦分 (イ) の額の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、割賦金の計算に当たっては、円未満の端数は切り捨てること。

<資料>

貸与月額：30,000円

貸与月数：48ヵ月

返還方式：定額返還方式

割賦方法：月賦・半年賦併用返還

※月賦分貸与金額は貸与総額の2分の1とし、残り2分の1を半年賦分貸与金額とする。

○割賦金の計算式

割賦金 = 貸与金額 ÷ 返還回数

※返還回数 (月賦分) = 返還年数 × 12

返還回数 (半年賦分) = 返還年数 × 2

※返還年数は、貸与総額を [奨学金返還年数算出表] における割賦金の基礎額で除して求める (小数点以下切捨て)。

[奨学金返還年数算出表]

貸与総額	割賦金の基礎額
900,001円～1,100,000円	90,000円
1,100,001円～1,300,000円	100,000円
1,300,001円～1,500,000円	110,000円

1. (ア) 4,285円 (イ) 25,714円
2. (ア) 4,615円 (イ) 27,692円
3. (ア) 8,571円 (イ) 51,428円
4. (ア) 9,230円 (イ) 55,384円

(問題 1 2)

(設問D) 全日制の高等学校に係る高等学校等就学支援金に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 生徒は、保護者等の収入の状況に関する事項を毎年度届け出なければならないが、保護者等の個人番号カードの写し等を提出している場合、原則として届出は不要である。
2. 高等学校等就学支援金は生徒の保護者等が生徒本人に代わって受け取り、学校設置者（都道府県や学校法人等）に授業料等として支払う。
3. 公立高校に通う生徒に係る高等学校等就学支援金は、保護者等の所得金額にかかわらず、授業料相当額が支給される。
4. 私立高校に通う生徒に係る高等学校等就学支援金は、留年により私立高校に在学した期間が通算して36ヵ月を超えた場合、その超えた月数に対しても支給される。

(問題 1 3)

(設問E) 下表の4人のうち、2022年分の所得税について住宅借入金等特別控除（以下「住宅ローン控除」という）の適用を受けることができる人の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、住宅ローン控除の適用要件を満たしているものとする。

Aさん	2022年8月に、登記簿上の建築日付が1990年の中古住宅を住宅ローンを借り入れて取得し、同年中に入居した。なお、耐震基準適合証明書は取得していない。
Bさん	父所有の更地を使用貸借により借り受け、2022年8月にその土地に親世帯と同居するための建物を住宅ローンを借り入れて建築し、同年中に入居した。
Cさん	自宅建築に先だち、敷地となる土地を2021年に住宅ローンを借り入れて購入した。預金と親からの資金贈与があったため、自宅建物は住宅ローンを借り入れずに2022年8月に建築し、同年中に入居した。
Dさん	2019年に住宅を購入し、2021年分まで住宅ローン控除の適用を受けていた。勤務先からの転勤命令により、2022年4月より単身赴任したが、同居していた家族は当該住宅に引き続き居住している。

1. AさんとBさん
2. BさんとDさん
3. AさんとBさんとDさん
4. BさんとCさんとDさん

(問題 14)

(設問F) 下表の4人のうち、住宅ローンの「フラット35」の申込要件を満たす人の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、記載のない要件はすべて満たしているものとし、借換え融資および親子リレー返済ではないものとする。

申込人	申込時の年齢	住宅の概要	申込人の持分
Aさん	24歳	<ul style="list-style-type: none"> 床面積34m² (壁芯面積) の新築分譲マンション 配偶者の父親と共有 	25%
Bさん	36歳	<ul style="list-style-type: none"> 床面積120m²の店舗付き新築戸建て住宅 住宅部分の床面積は55m² 	100%
Cさん	58歳	<ul style="list-style-type: none"> 床面積98m²の中古の戸建て住宅 Cさんの長女が居住 	100%
Dさん	68歳	<ul style="list-style-type: none"> 床面積56m² (壁芯面積) の中古の分譲マンション セカンドハウスとして週末に利用 	100%

1. AさんとBさん
2. AさんとCさん
3. AさんとCさんとDさん
4. BさんとDさん

(問題 15)

(設問G) 細井さんは、2022年7月にパソコンの購入代金15万円、同年8月にプリンターの購入代金5万円の支払いにクレジットカードを利用し、いずれもリボルビング払いにより返済している。細井さんの返済に係る下表の空欄(ア)にあてはまる数値として、正しいものはどれか。なお、利息の計算に当たっては月割り計算し、円未満の端数は切り捨てること。

<返済条件>

利息：前月末の残高に対して年利15%

毎月返済額：3万円(元利定額払い)

<元利定額リボルビング払い返済表>

(単位：円)

返済年月	返済額			月末残高
		利息	元金	
2022年7月	—	—	—	150,000
8月	30,000			
9月	30,000			
10月	30,000			(ア)

※問題作成の都合上、表の一部を空欄にしてある。

1. 110,000
2. 115,190
3. 115,823
4. 116,464

(問題 16)

(設問H) 国民生活センターに設置されている紛争解決委員会に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 裁判外紛争解決手続(ADR)の結果の概要は、紛争解決委員会が必要と認める場合、あらかじめ当事者の意見を聴くことなく公表することができる。
2. 紛争解決委員会の仲裁委員による仲裁判断には、裁判の確定判決と同一の効力がある。
3. 紛争解決委員会の仲介委員による和解仲介手続は、非公開である。
4. 紛争解決委員会への仲裁の申請は、当事者双方が仲裁に付することについて合意していれば、当事者の一方が行うことができる。

問5

働き方とその関連法令等に関する以下の設問A～Gについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題17)

(設問A) 労働基準法に基づく労働時間に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 常時10人以上の労働者を使用する事業場の労働時間の上限は、原則として1日8時間、週40時間とされており、三六協定を締結し、労働基準監督署へ届け出ない限り、これを超えて労働させることはできない。
2. 臨時的な特別の事情がない時間外労働の上限は、原則として月45時間、年360時間とされている。
3. 三六協定を締結し、労働基準監督署へ届け出た事業場であっても、時間外労働と休日労働の合計は、1年を通して常に月100時間未満、どの2ヵ月から6ヵ月の期間の平均をとっても、それぞれ月80時間以内でなければならない。
4. 特別条項のある三六協定を締結し、労働基準監督署へ届け出た事業場は、年960時間を上限に、年6ヵ月まで月45時間を超えて時間外労働をさせることができる。

(問題18)

(設問B) 労働者災害補償保険の給付に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 障害厚生年金を受給している人が、同一の事由により労働者災害補償保険から障害補償年金が支給される場合、障害補償年金は減額されて支給される。
2. 傷病補償年金は、療養補償給付と併給されることはないが、休業補償給付と併給されることはある。
3. 障害補償給付は、障害等級の1～3級の場合は年金が支給され、4～14級の場合は一時金が支給される。
4. 複数事業労働者の給付基礎日額は、各就業先の事業場で支払われている賃金額を平均した額を基礎として決定される。

(問題 19)

(設問C) 関根さん(64歳)は、正社員として勤務していたGN株式会社を2022年9月30日に離職した。以下の<資料>に基づく関根さんの雇用保険の基本手当の給付等に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、関根さんは、これまでに雇用保険の給付を受けたことはない。

<資料>

[関根さんのGN社との雇用契約の状況等]

- ・ 勤務していたGN社が急激な業績不振に陥り、GN社を離職する直前の3ヵ月間は、毎月支給される賃金が予期し得ず7割に減額されたため、やむを得ず離職した。
- ・ 関根さんは、2021年から特別支給の老齢厚生年金を受給している。

[関根さんの雇用保険の加入状況]

勤務先	GH社	GL社	GN社
資格取得日	2000年4月 1日	2011年9月 1日	2016年10月 1日
離職日	2010年3月31日	2016年3月31日	2022年 9月30日

[基本手当の所定給付日数]

○一般受給資格者

算定基礎期間 離職時の 満年齢	1年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	90日	120日	150日

○特定受給資格者および一部の特定理由離職者(抜粋)

算定基礎期間 離職時 の満年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
35歳以上45歳未満	90日	150日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

関根さんがGN社を離職後すぐに公共職業安定所において求職の申込みを行う場合、基本手当の受給資格は(ア)となり、所定給付日数は(イ)となる。また、関根さんが求職の申込みを行った場合、特別支給の老齢厚生年金は(ウ)。

1. (ア) 一般受給資格者 (イ) 120日 (ウ) 支給停止される
2. (ア) 一般受給資格者 (イ) 150日 (ウ) 基本手当と併給される
3. (ア) 特定受給資格者 (イ) 210日 (ウ) 支給停止される
4. (ア) 特定受給資格者 (イ) 240日 (ウ) 基本手当と併給される

(問題 20)

(設問D) 2022年1月1日施行の改正雇用保険法により新設された雇用保険マルチジョブホルダー制度に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- ・雇用保険マルチジョブホルダー制度は、複数の事業所で勤務する一定の労働者が、そのうち2つの事業所での勤務を合計して適用対象者の要件を満たす場合に、本人から公共職業安定所に申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者(マルチ高年齢被保険者)となることのできる制度である。
- ・マルチ高年齢被保険者となるには、以下のすべての要件を満たすことが必要である。
 - ① 複数の適用事業所に雇用される(ア)の労働者であること。
 - ② 2つの適用事業所の労働時間を合計して週の所定労働時間が(イ)以上であること。ただし、1つの適用事業所における週の所定労働時間が(ウ)以上(イ)未満であること。
 - ③ 2つの適用事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること。

1. (ア) 60歳以上 (イ) 20時間 (ウ) 10時間
2. (ア) 60歳以上 (イ) 30時間 (ウ) 10時間
3. (ア) 65歳以上 (イ) 20時間 (ウ) 5時間
4. (ア) 65歳以上 (イ) 30時間 (ウ) 5時間

(問題 21)

(設問E) RA株式会社に勤務している妹尾さんは、看護師となるため、退職後に雇用保険の専門実践教育訓練給付金の給付対象となる講座を受講することを検討している。雇用保険の専門実践教育訓練給付金についてCFP[®]認定者が妹尾さんに行った以下の説明の空欄(ア)～(エ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、妹尾さんは入社以来継続して雇用保険の一般被保険者であり、これまでに教育訓練給付金を受けたことはない。

- ・「妹尾さんが専門実践教育訓練給付金を受給するためには、受講を開始する日までに雇用保険の被保険者として雇用された期間が(ア)以上あり、離職日の翌日から講座の受講を開始する日までが原則として(イ)以内であることが必要です。」
- ・「講座の受講中は、教育訓練経費の(ウ)が専門実践教育訓練給付金として6ヵ月ごとに支給されますが、講座の修了後に看護師の資格を取得し、講座を修了した日の翌日から(エ)以内に被保険者として雇用された場合、一定額が一時金として追加で支給されます。」

1. (ア) 2年 (イ) 6ヵ月 (ウ) 30% (エ) 1年
2. (ア) 2年 (イ) 1年 (ウ) 50% (エ) 1年
3. (ア) 3年 (イ) 6ヵ月 (ウ) 30% (エ) 1年6ヵ月
4. (ア) 3年 (イ) 1年 (ウ) 50% (エ) 1年6ヵ月

(問題 2 2)

(設問 F) 育児・介護休業法に基づく介護休業および介護休暇に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、労使協定は締結されていないものとする。

1. 介護休業は、労働者が勤務先の事業主に申し出ることにより、要介護状態にある対象家族 1 人につき、通算して 93 日に達するまで、3 回を上限として分割して取得することができる。
2. 期間を定めて雇用される人は、介護休業開始予定日から起算して 93 日を経過する日から 6 ヶ月を経過する日までに、その労働契約（更新される場合は、更新後の契約）が満了することが明らかでない場合、原則として介護休業を取得することができる。
3. 介護休暇の対象家族には、配偶者の父母に加え、配偶者の祖父母も含まれる。
4. 介護休暇は、要介護状態にある対象家族を介護する労働者が、勤務先の事業主に申し出ることにより、1 年度において 5 労働日（対象家族が 2 人以上の場合は 10 労働日）を限度として取得することができる。

(問題 2 3)

(設問 G) 育児・介護休業法に基づく労働者の育児支援制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものとはどれか。なお、労使協定は締結されていないものとする。

1. 期間を定めて雇用される人は、同一の事業主に引き続き 1 年以上雇用されていなければ、育児休業を取得することができない。
2. 育児休業は、原則として子が 1 歳に達するまで取得することができるが、保育所に入所できない等の特別な事情がある場合に限り、最長で子が 2 歳に達する日まで延長することができる。
3. 事業主は、本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、個別に育児休業に関する制度、育児休業給付および社会保険料の免除等の周知を図るとともに、育児休業の取得の意向を確認しなければならない。
4. 事業主は、3 歳に満たない子を養育する所定の労働者であって育児休業していない人に対して、1 日の所定労働時間を原則として 6 時間とする措置を含む短時間勤務制度を設けなければならない。

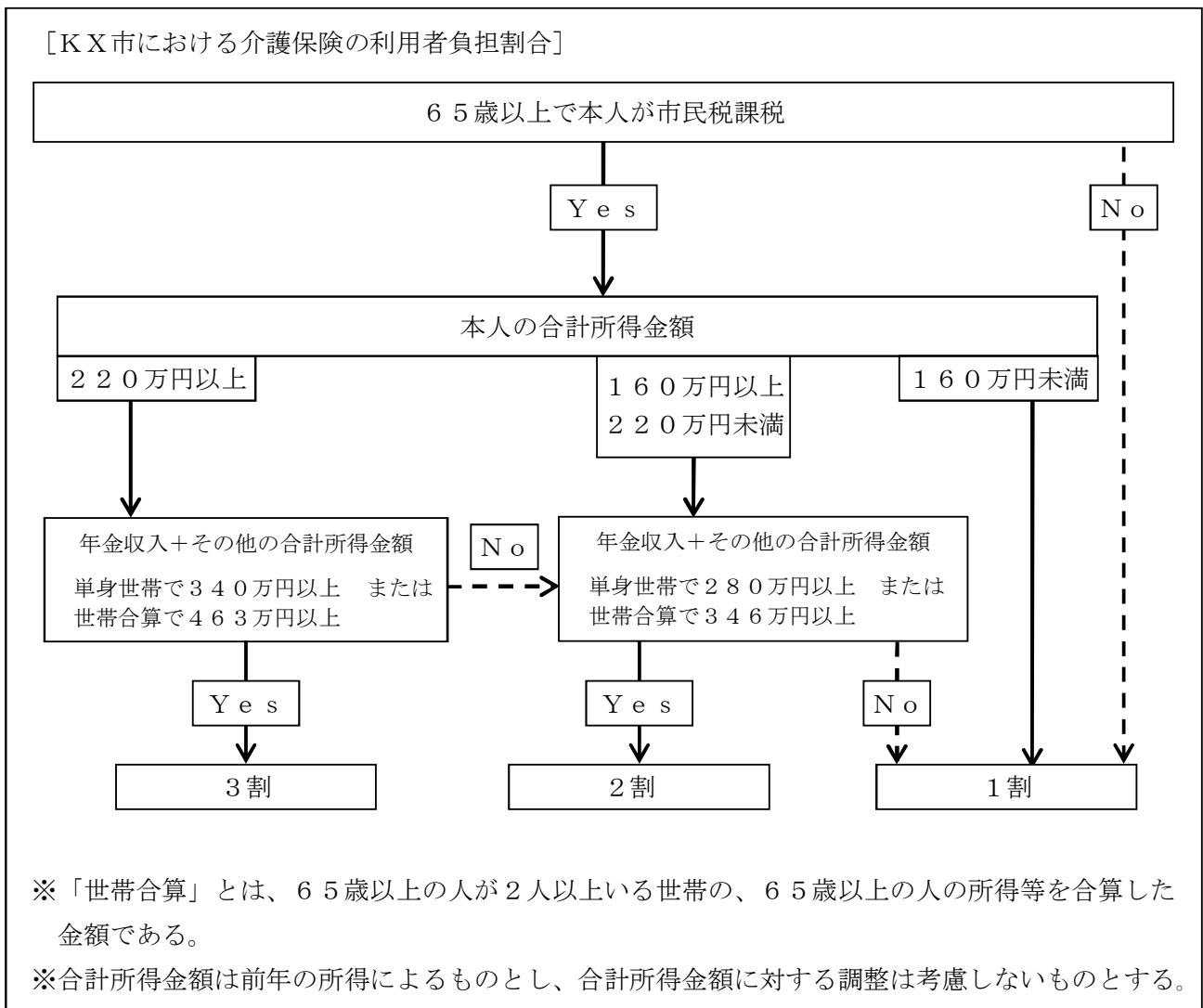
問6

社会保険の適用や給付等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題24)

(設問A) 以下の<ケース1>～<ケース3>の人が、2022年10月に介護保険法に基づく介護給付対象サービス（以下「介護サービス」という）を受けた場合の利用者負担割合に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問における利用者負担割合は以下の<資料>によって判定するものとする。また、利用者負担の上限は考慮しないものとし、いずれの人も介護サービスを利用する際に介護保険被保険者証と介護保険負担割合証を提示しているものとする。

<資料>



＜公的年金等控除額の速算表（65歳以上）＞

公的年金等の収入金額（A）	公的年金等控除額	
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 1,000万円以下	
330万円以下	110万円	
330万円超 410万円以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円	
410万円超 770万円以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円	
770万円超 1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円	
1,000万円超	195.5万円	

	氏名	続柄	年齢	前年の公的年金 (老齢年金)収入	市民税
＜ケース1＞	大地 雄二	夫	75歳	350万円	課税
	大地 久美	妻	73歳	280万円	課税
＜ケース2＞	北山 一郎	夫	80歳	260万円	課税
	北山 優子	妻	77歳	100万円	非課税
＜ケース3＞	小坂 幹男	夫	82歳	340万円	課税
	小坂 靖子	妻	70歳	100万円	非課税

※上記の人はいずれも公的年金のほかに収入はない。

※上記の人はすべてKX市に居住しており、夫婦はいずれも同一世帯である。

※いずれの世帯も、上記の人のほかに同一世帯に属する人はいない。

1. ＜ケース1＞の大地雄二さんの利用者負担割合は、3割である。
2. ＜ケース1＞の大地久美さんの利用者負担割合は、2割である。
3. ＜ケース2＞の北山一郎さんの利用者負担割合は、1割である。
4. ＜ケース3＞の小坂幹男さんの利用者負担割合は、3割である。

(問題 25)

(設問B) 大場光利さんは夫婦2人でLX市に居住している(同一世帯である)。以下の<資料>に基づく大場さん夫婦の2022年度分の介護保険料(年額)の組み合わせとして、正しいものはどれか。

<資料>

[大場さん夫婦のデータ]

氏名	続柄	年齢	前年(2021年)の収入	市民税
大場 光利	本人 (世帯主)	75歳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老齢基礎年金および老齢厚生年金 180万円 ・ 確定給付企業年金(老齢給付金) 110万円 ※確定給付企業年金について、光利さんは掛金を負担していない。 	課税
大場 妙子	妻	72歳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老齢基礎年金 65万円 ・ 個人年金 40万円 ※個人年金は妙子さんが保険料負担者かつ被保険者であり、必要経費は30万円である。 	非課税

※公的年金等控除額は夫婦とも110万円であり、上記のほか収入はない。

[LX市の介護保険第1号被保険者の所得段階別保険料(一部抜粋)]

所得段階	対象となる人	介護保険料(年額)
第1段階	生活保護を受給している人、または世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している人	基準額×0.3
	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.5
第3段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額×0.7
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がおり、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額×0.9
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がおり、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円を超える人	基準額 (70,000円)
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	基準額×1.3
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額×1.5
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上の人	基準額×1.7

※表中の「課税年金収入額」とは、市民税が課税される公的年金等の収入金額である。

※合計所得金額に対する調整は考慮しないものとする。

- | | | | |
|---------|---------|------|---------|
| 1. 光利さん | 84,000円 | 妙子さん | 63,000円 |
| 2. 光利さん | 84,000円 | 妙子さん | 70,000円 |
| 3. 光利さん | 91,000円 | 妙子さん | 63,000円 |
| 4. 光利さん | 91,000円 | 妙子さん | 70,000円 |

(問題26)

(設問C) 個人事業主の松尾茂さんは、妻と子の3人でKM市に居住している。以下の<資料>に基づく茂さんが支払う2022年度分の国民健康保険料の世帯合計額(年額)として、正しいものはどれか。なお、保険料の減免措置の適用はないものとする。

<資料>

[松尾さん家族のデータ]

氏名	続柄	年齢	備考
松尾 茂	本人(世帯主)	43歳	前年の総所得金額(事業所得) 470万円
松尾 由美	妻	41歳	前年の総所得金額(給与所得) 45万円
松尾 翔太	長男	16歳	高校生(所得なし)

※家族3人は同一世帯であり、3人はそれぞれKM市の国民健康保険の被保険者である。

※上記のほかに収入はない。

[KM市の国民健康保険料(年額)]

所得割の算定基礎額=前年の総所得金額等-基礎控除43万円

項目	所得割の率	均等割(1人当たり)
医療分	6.50%	32,220円
後期高齢者支援金等分	2.50%	16,800円
介護分	1.80%	16,680円

※医療分と後期高齢者支援金等分は、すべての被保険者について賦課される。

※介護分は、40歳以上65歳未満の被保険者について賦課される。

※限度額については、考慮しないものとする。

1. 641,580円
2. 643,740円
3. 660,420円
4. 690,180円

(問題 27)

(設問D) R B株式会社に勤務している布施さん(58歳)は、60歳の定年で退職するか、定年後も会社の継続雇用制度を利用して70歳まで勤め続けるかを検討している。布施さんの定年後の雇用保険の高年齢雇用継続給付および老齢厚生年金等に関するCFP[®]認定者の次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、雇用保険の高年齢雇用継続給付と老齢厚生年金の支給要件を満たしているものとする。

1. 「R B社の継続雇用制度を利用して働き続ける場合、支給対象月に支払われた賃金の額が60歳到達時のみなし賃金日額を30倍した額の75%未満になったときは、原則として、雇用保険の高年齢雇用継続基本給付金が支給されます。」
2. 「R B社を退職して雇用保険の基本手当を受給した後、再就職をして雇用保険の被保険者となり、就職日の前日における基本手当の支給残日数が100日以上ある場合、高年齢再就職給付金が支給されます。」
3. 「65歳以後も老齢厚生年金を受給しながら厚生年金保険の被保険者として勤め続ける場合、老齢厚生年金の年金額が毎年1回改定されます。」
4. 「65歳以後も厚生年金保険の被保険者として勤め続けて、報酬と年金の合計額が一定額を超え、在職老齢年金制度により老齢厚生年金の全部または一部が支給停止される場合、老齢基礎年金もその全部または一部が支給停止されます。」

問7

全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会けんぽ」という）に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

（問題28）

（設問A）協会けんぽの被扶養者に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、被扶養者となる要件を満たしているものとする。また、認定対象者は、障害者ではないものとする。

1. 被保険者と同一の世帯に属している配偶者の母（58歳）は、年間収入が150万円、被保険者の年間収入が350万円である場合、被扶養者となることができる。
2. 被保険者と同一の世帯に属している、被保険者と事実上婚姻関係と同様の事情にある人の母（65歳）は、年間収入が160万円、被保険者の年間収入が360万円である場合、被扶養者となることができる。
3. 被保険者と同一の世帯に属していない再婚相手の子（21歳、被保険者と養子縁組をしていない）は、年間収入が70万円、被保険者からの援助の年額が90万円である場合、被扶養者となることができる。
4. 被保険者と同一の世帯に属していない祖父（72歳）は、年間収入が130万円、被保険者からの援助の年額が90万円である場合、被扶養者となることができる。

（問題29）

（設問B）協会けんぽの任意継続被保険者に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 任意継続被保険者となるための申出は、退職日の翌日から2ヵ月以内に行わなければならない。
2. 任意継続被保険者が一定の親族を被扶養者とする場合、被保険者本人分の保険料に加え、被扶養者の人数分の加算保険料を支払わなければならない。
3. 任意継続被保険者は、任意継続被保険者としての資格取得後に事由が発生した傷病手当金や出産手当金を含め、在職中の被保険者と同様の保険給付を受けることができる。
4. 任意継続被保険者は、任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を申し出た場合、その申出が受理された日の属する月の翌月1日にその被保険者資格を喪失する。

(問題30)

(設問C) 協会けんぽの被保険者である米田さんは、私傷病により労務不能となって、2022年9月に13日間欠勤し、傷病手当金を請求した。以下の<資料>に基づき、米田さんが受け取ることができる傷病手当金の合計額として、正しいものはどれか。なお、米田さんは傷病手当金の支給要件をすべて満たしているものとし、欠勤日について報酬は支払われないものとする。

<資料>

[米田さんの2022年9月の勤務状況]

日	月	火	水	木	金	土
				1 ○出勤	2 ○出勤	3 公休日
4 公休日	5 ○出勤	6 ×欠勤	7 ×欠勤	8 ○出勤	9 ×欠勤	10 公休日
11 公休日	12 ×欠勤	13 ×欠勤	14 ×欠勤	15 ×欠勤	16 ×欠勤	17 公休日
18 公休日	19 公休日	20 ×欠勤	21 ×欠勤	22 ×欠勤	23 公休日	24 公休日
25 公休日	26 ×欠勤	27 ×欠勤	28 ○出勤	29 ○出勤	30 ○出勤	

[標準報酬月額の場合]

2020年4月～2022年6月の標準報酬月額：260,000円

2022年7月～2022年9月の標準報酬月額：300,000円

[傷病手当金の1日当たりの額の計算式 (円未満四捨五入)]

$$\underbrace{\text{支給開始月以前の直近の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額の平均額}} \times \frac{1}{30} \times \frac{2}{3}$$

10円未満四捨五入

1. 94,832円
2. 96,000円
3. 106,686円
4. 108,000円

(問題 3 1)

(設問D) 協会けんぽの給付等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 訪問看護療養費は、被保険者が居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話または必要な診療の補助等を受けたときに支給されるが、この厚生労働省令で定める者に医師は含まれない。
2. 被保険者が死亡した場合に被保険者により生計を維持していた人がいないときは、埋葬を行った人に対して、埋葬費として一律5万円が支給される。
3. 患者申出療養など一定の療養は保険診療との併用が認められているが、特別の病室の提供は併用が認められる療養とされず、その費用は全額自己負担となる。
4. 出産手当金は、出産の日が出産予定日より遅れた場合でも、出産の日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の日後56日までのうち、労務に服さなかった期間について、支給される。

(問題 3 2)

(設問E) 以下の<資料>に基づき、吉田弘樹さんが2022年10月に支払った医療費に係る協会けんぽの高額療養費（世帯合算額）を請求した場合、払い戻される額として、正しいものはどれか。なお、多数回該当および入院時の食事代等、記載のない事項については考慮しないものとする。

<資料>

[吉田さん夫婦の2022年10月の医療費等]

氏名	続柄	年齢	医療機関	入院/外来	医療費	自己負担額
吉田 弘樹	本人	38歳	HA病院	入院	100万円	***円
			HB病院	外来	10万円	30,000円
吉田 和美	妻	35歳	HC病院	外来	8万円	24,000円
			HD薬局	外来	3万円	9,000円

※HA病院には健康保険限度額適用認定証を提示している。

※HC病院に通院した際に医師が発行した処方箋によりHD薬局で薬の処方を受けている。

※問題作成の都合上、表の一部を「***」にしてある。

[吉田さん夫婦のデータ]

- ・ 弘樹さんは協会けんぽの被保険者であり、標準報酬月額は44万円である。
- ・ 和美さんは、弘樹さんの健康保険の被扶養者である。

[70歳未満の高額療養費に係る自己負担限度額（月額）]

所得区分	自己負担限度額
標準報酬月額 28万～50万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%

1. 51,900円
2. 52,200円
3. 60,900円
4. 62,000円

問8

公的年金制度の仕組みや受給額等に関する以下の設問A～Hについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、以下の計算式等を使用してください。また、年金額の計算に当たっては、計算過程、解答ともに円未満を四捨五入してください。以下、厚生年金保険を「厚生年金」とします。

[第1号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の支給開始年齢（一部抜粋）]

生年月日	男子		女子	
	定額部分	報酬比例部分	定額部分	報酬比例部分
昭29.4.2～昭30.4.1	—	61歳	—	60歳
昭30.4.2～昭31.4.1	—	62歳	—	〃
昭31.4.2～昭32.4.1	—	〃	—	〃
昭32.4.2～昭33.4.1	—	63歳	—	〃
昭33.4.2～昭34.4.1	—	〃	—	61歳
昭34.4.2～昭35.4.1	—	64歳	—	〃
昭35.4.2～昭36.4.1	—	〃	—	62歳
昭36.4.2～昭37.4.1	—	(65歳)	—	〃
昭37.4.2～昭38.4.1	—	〃	—	63歳
昭38.4.2～昭39.4.1	—	〃	—	〃
昭39.4.2～昭40.4.1	—	〃	—	64歳
昭40.4.2～昭41.4.1	—	〃	—	〃
昭41.4.2以降	—	〃	—	(65歳)

[特別支給の老齢厚生年金の計算式]

(1) 定額部分：1,621円×被保険者期間の月数（上限480月）

(2) 報酬比例部分：(ア) + (イ)

(ア) 2003（平成15）年3月以前の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{2003（平成15）年3月以前の被保険者期間の月数}$$

(イ) 2003（平成15）年4月以後の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{2003（平成15）年4月以後の被保険者期間の月数}$$

[経過的加算の額の計算式]

$$\text{定額部分相当額} - 777,800円 \times \frac{\text{20歳以上60歳未満の間の厚生年金被保険者期間の月数}}{480月}$$

[老齢厚生年金の配偶者の加給年金額] 388,900円

[老齢基礎年金の満額] 777,800円

[老齢基礎年金の振替加算額（一部抜粋）]

受給権者の生年月日	振替加算額
1958（昭和33）年4月2日～1959（昭和34）年4月1日	32,899円
1959（昭和34）年4月2日～1960（昭和35）年4月1日	26,856円
1960（昭和35）年4月2日～1961（昭和36）年4月1日	20,813円
1961（昭和36）年4月2日～1966（昭和41）年4月1日	14,995円

(問題 3 3)

(設問A) 会社員の荒木恵一さんが65歳に達する日に会社を退職する場合、以下の<資料>に基づき、恵一さんが65歳時点において受け取ることができる老齢給付の額として、正しいものはどれか。

<資料>

[荒木さん夫婦のデータ]

氏名	続柄	備考
荒木 恵一	本人	<ul style="list-style-type: none"> 1961 (昭和36)年8月10日生まれ (61歳) 1984 (昭和59)年4月にTB社に入社 (厚生年金加入) し、65歳に達する日まで厚生年金に加入して働く予定である。
荒木 朋子	妻	<ul style="list-style-type: none"> 1958 (昭和33)年4月15日生まれ (64歳) 1977 (昭和52)年4月にTX社に入社 (厚生年金加入) し、1986 (昭和61)年3月末日に退職。その後、1987 (昭和62)年3月に恵一さんと結婚するまでは国民年金保険料を納めていなかった。結婚後は専業主婦である。恵一さんに生計維持されており、今後も変わらないものとする。

[恵一さんの厚生年金加入歴等]

1984年 (昭和59年) 4月	2003年 (平成15年) 4月		
▼	▼		
▲	▲	▲	▲
入社		60歳	退職

被保険者期間 228月 平均標準報酬月額 33万円	被保険者期間 220月 平均標準報酬月額 50万円	被保険者期間 60月 平均標準報酬月額 50万円
------------------------------------	------------------------------------	-----------------------------------

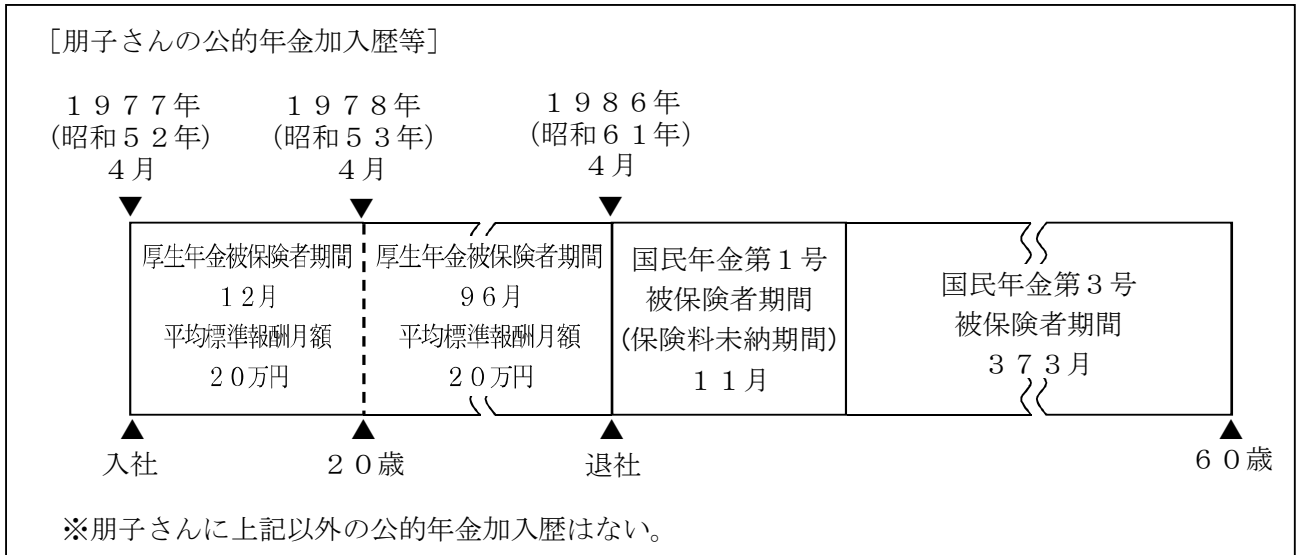
※恵一さんに上記以外の公的年金加入歴はない。また、恵一さんは障害の状態にないものとする。

1. 2,029,372円
2. 2,081,505円
3. 2,126,893円
4. 2,470,405円

(問題 3 4)

(設問 B) (問題 3 3) の朋子さんの公的年金加入歴等が以下の<資料>のとおりである場合、朋子さんが 65 歳時点において受け取ることができる老齢給付の額として、正しいものはどれか。

<資料>



1. 913,875円
2. 933,383円
3. 951,208円
4. 966,282円

(問題 35)

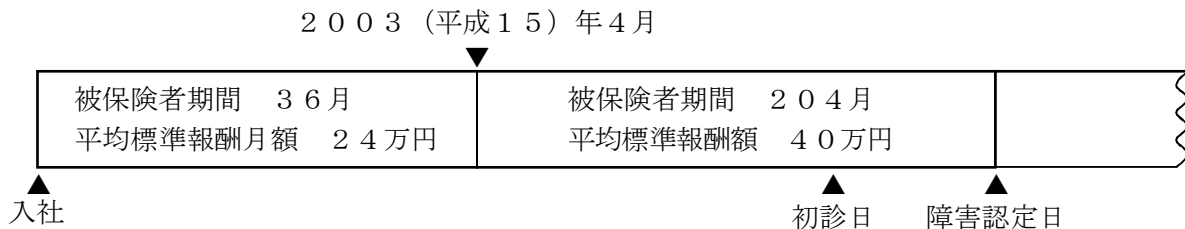
(設問 C) Y B 株式会社に勤務している大久保太一さんは、事故によって障害の状態となり、現在、障害年金を受給している。以下の<資料>に基づき、太一さんが現在受給している障害基礎年金と障害厚生年金の額の組み合わせとして、正しいものはどれか。

<資料>

[太一さんのデータ]

- ・ 1977 (昭和52)年5月1日生まれ (45歳)
- ・ 障害等級は1級である。
- ・ 妻 (42歳)、長女 (12歳) および長男 (10歳) と同居している。
- ・ 妻、長女および長男はいずれも障害者ではなく、太一さんに生計を維持されている。

[太一さんの厚生年金加入歴等]



[障害厚生年金 (2級) の年金額の計算式]

報酬比例部分の年金額 = ① + ②

① 2003 (平成15)年3月以前の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \frac{\text{2003 (平成15)年3月以前の被保険者期間の月数}}{\text{被保険者期間の月数}}$$

② 2003 (平成15)年4月以後の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \frac{\text{2003 (平成15)年4月以後の被保険者期間の月数}}{\text{被保険者期間の月数}}$$

※被保険者期間が300月未満の場合は、300月とみなして計算する。

[配偶者の加給年金額] 223,800円

[障害基礎年金 (2級) の年金額] 777,800円

[子の加算額] 第1子、第2子 1人当たり 223,800円

- | | |
|----------------------|-------------------|
| 1. 障害基礎年金 1,419,850円 | 障害厚生年金 859,812円 |
| 2. 障害基礎年金 1,419,850円 | 障害厚生年金 1,018,815円 |
| 3. 障害基礎年金 1,531,750円 | 障害厚生年金 859,812円 |
| 4. 障害基礎年金 1,531,750円 | 障害厚生年金 1,018,815円 |

(問題36)

(設問D) TC株式会社に勤務していた若杉和夫さんは、2022年6月20日に病気のため死亡した。以下の<資料>に基づき、和夫さんが死亡した時点で、妻の恵子さんに支給される公的年金の遺族給付の額として、正しいものはどれか。

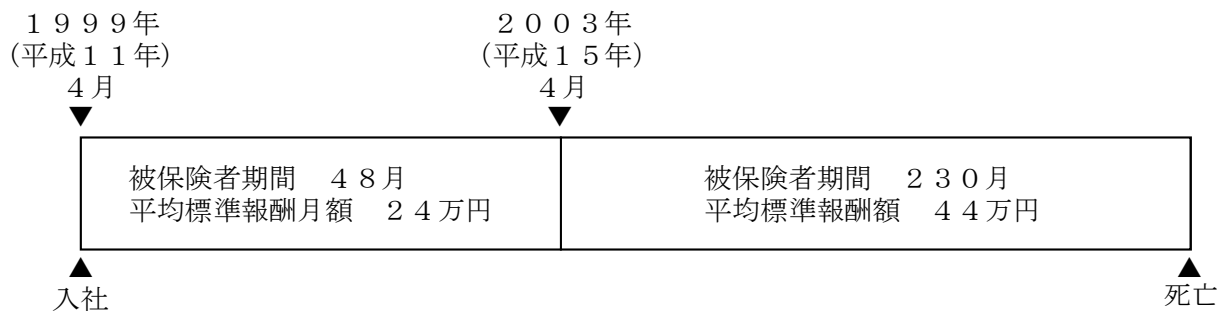
<資料>

[若杉さん家族のデータ]

氏名	続柄	備考
若杉 和夫	夫	<ul style="list-style-type: none"> 1976 (昭和51)年5月15日生まれ (死亡当時46歳) 大学卒業後の22歳から死亡するまでTC社に勤務 (厚生年金加入) していた。
若杉 恵子	本人 (妻)	<ul style="list-style-type: none"> 1978 (昭和53)年6月12日生まれ (44歳) 26歳の時に和夫さんと結婚し、以後専業主婦として、和夫さんに生計を維持されていた。
若杉 えり	長女	<ul style="list-style-type: none"> 2006 (平成18)年4月10日生まれ (16歳・高校生) 和夫さんに生計を維持されていた。

※若杉さん家族は、いずれも障害者ではなく、同一世帯である。

[和夫さんの厚生年金加入歴等]



[遺族厚生年金額の計算式]

$$(\text{①} + \text{②}) \times 3 / 4$$

① 2003 (平成15)年3月以前の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{2003 (平成15)年3月以前の被保険者期間の月数}$$

② 2003 (平成15)年4月以後の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{2003 (平成15)年4月以後の被保険者期間の月数}$$

※短期要件に基づく遺族厚生年金は、被保険者期間が300月未満の場合は、300月とみなして計算する。

[中高齢寡婦加算の額] 583,400円

[遺族基礎年金の額] 777,800円

[子の加算額] 第1子、第2子 1人当たり 223,800円

1. 1,293,161円
2. 1,479,168円
3. 1,516,961円
4. 1,688,748円

(問題37)

(設問E) 遺族厚生年金とその他の公的年金との支給調整等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、記載のない年金の支給要件はすべて満たしているものとする。

1. 妻死亡時に55歳の夫と17歳の子がそれぞれ遺族基礎年金および遺族厚生年金の受給権を取得した場合、遺族厚生年金は子に支給される。
2. 老齢厚生年金を繰下げ受給する予定で待機中の受給権者が死亡した場合、遺族に支払われる遺族厚生年金の額は、繰下げにより増額した年金額を基準に計算される。
3. 遺族厚生年金を受給中の妻が65歳になり、妻自身の老齢基礎年金と老齢厚生年金の受給権が発生した場合、老齢厚生年金と遺族厚生年金はどちらか一方を選択して受給することとなる。
4. 遺族厚生年金の受給権者が障害基礎年金の受給権を有する場合、65歳以後については遺族厚生年金と障害基礎年金が併給される。

(問題38)

(設問F) 個人事業主であった佐久間洋平さんは、2022年10月に病気のため死亡した。洋平さんの死亡により、遺族が受け取ることができる国民年金の遺族給付に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

<佐久間さん家族のデータ>

氏名	続柄	備考
佐久間 洋平	夫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1967 (昭和42) 年11月30日生まれ (死亡当時54歳) ・ 20歳から国民年金の第1号被保険者として、国民年金保険料を継続して納付していた。 ・ 厚生年金の加入歴はない。 ・ 障害基礎年金の支給を受けたことはない。
佐久間 智子	妻	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1963 (昭和38) 年3月14日生まれ (59歳) ・ 30歳の時に洋平さんと結婚した。 ・ 20歳から国民年金の第1号被保険者として、国民年金保険料を継続して納付している。 ・ 厚生年金の加入歴はない。
佐久間 直樹	長男	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2001 (平成13) 年6月11日生まれ (21歳・大学生) ・ 20歳から国民年金の第1号被保険者となり、以後継続して、学生納付特例の適用を受けている。

※智子さんと直樹さんは洋平さんの死亡当時、洋平さんに生計を維持されていた。

1. 智子さんが繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権を取得した場合、智子さんの寡婦年金の受給権は消滅する。
2. 智子さんは、2022年11月分から寡婦年金を受給することができる。
3. 智子さんは、死亡一時金と寡婦年金の両方を受給することができる。
4. 死亡一時金は、智子さんと直樹さんのどちらが受給するか選択することができる。

(問題39)

(設問G) 離婚した夫婦間における厚生年金の年金分割制度には合意分割と3号分割がある。離婚時の年金分割制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 合意分割と3号分割において、年金分割の請求は分割を受ける人のみが行うことができ、原則として離婚が成立した日の翌日から起算して2年以内に行う必要がある。
2. 合意分割において、標準報酬の按分割合は、対象期間における当事者それぞれの標準報酬総額の合計額に対する分割を受ける人の標準報酬総額の割合を超え、50%以下の範囲内で定められなければならない。
3. 厚生年金の被保険者であったことがなかった人に分割された厚生年金被保険者期間は、老齢厚生年金の加給年金額の加算要件である被保険者期間に算入されない。
4. 3号分割で分割することができる期間は、2008年4月1日以後の夫婦の一方が国民年金の第3号被保険者であった期間である。

(問題40)

(設問H) 会社員の住吉耕三さん(63歳)は、60歳で定年を迎えた後も会社の継続雇用制度を利用して働き続けている。耕三さんの64歳時の収入見込み額に関する下表の空欄(ア)にあてはまる金額として、正しいものはどれか。

<耕三さんのデータ>

- ・ 定年の日の翌日からフルタイムで働き、引き続き厚生年金に加入している。また、雇用保険の高年齢雇用継続基本給付金を受給している。
- ・ 60歳到達時の賃金月額：460,000円(標準報酬月額：470,000円)
- ・ 60歳以降に支払われている賃金月額：270,000円(標準報酬月額：280,000円)
- ・ 60歳以降に支払われている賞与：毎年6月と12月に540,000円ずつ支給
- ・ 64歳時の特別支給の老齢厚生年金の額：1,320,000円

<在職老齢年金の支給停止額の計算式>

$$\text{支給停止額(月額)} = (\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - 47\text{万円}) \times 1/2$$

※総報酬月額相当額：標準報酬月額+その月以前1年間の標準賞与額の総額÷12

<高年齢雇用継続基本給付金>

支給対象月に支払われた賃金の額が60歳到達時の賃金月額の61%未満の場合、支給対象月に支払われた賃金の額の15%相当額が支給される。

<高年齢雇用継続基本給付金の受給による在職老齢年金の支給停止額>

標準報酬月額が60歳到達時の賃金月額の61%未満の場合、在職老齢年金と高年齢雇用継続基本給付金の併給調整として、在職老齢年金から標準報酬月額の6%相当額が支給停止される。

<耕三さんの64歳時の収入の見込み額(月額)>

①	64歳時の賃金月額	270,000円
②	在職老齢年金(高年齢雇用継続基本給付金との併給調整前の額)	***円
③	高年齢雇用継続基本給付金	***円
④	高年齢雇用継続基本給付金の受給による年金の支給停止額	***円
64歳時の収入見込み額(①+②+③-④)		(ア)

※問題作成の都合上、表の一部を「***」にしてある。

1. 393,700円
2. 398,700円
3. 399,300円
4. 400,200円

問9

企業年金や退職金等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題41)

(設問A) 自営業者の増田さん(41歳5ヵ月)は、老後の年金が老齢基礎年金のみであることに不安を感じており、国民年金基金への加入を検討している。増田さんが現時点で以下の<資料>のとおり国民年金基金に加入した場合、65歳時点で受給することができる年金額(年額)として、正しいものはどれか。なお、受給年金額(年額)は百円未満を四捨五入すること。

<資料>

[給付の型と加入口数]					
給付の型		加入口数	受給年金月額(1口当たり)		給付の内容
1口目	A型	1口	15,000円	65歳～終身	15年保証期間付
2口目以降	A型	1口	5,000円	65歳～終身	15年保証期間付
	II型	1口	5,000円	65歳～75歳	10年確定年金

[加算額の計算]

50歳未満の人が誕生日以外の月に加入した場合、次年齢に達するまでの月数に応じて年金額に加算額が加算される。

加算額(年額) = 単位加算額 × 加算月数 × 加入口数

※加算月数は、加入の翌月から次年齢に達する月までの月数

加入時年齢	単位加算額	
	1口目の年金	2口目以降の年金
41歳	1口 951円	1口当たり 317円
42歳	1口 999円	1口当たり 333円

1. 307,900円
2. 308,900円
3. 311,100円
4. 311,700円

(問題42)

(設問B) 飯田さんの勤務するQ L株式会社は中小企業退職金共済制度に加入しており、飯田さんは共済制度の被共済者である。以下の<資料>に基づき、飯田さんが退職時に受け取ることができる退職金の額として、正しいものはどれか。なお、計算過程において円未満の端数が生じた場合は円未満を切り上げること。

<資料>

[飯田さんの加入内容等]

- ・ 入社日(加入日) 2017年11月1日
- ・ 退職予定日 2023年10月31日
- ・ 掛金月額 10,000円
- ・ Q L社以外で中小企業退職金共済制度を利用したことはなく、また、加入期間中に掛金が納付されなかった月はない。

[飯田さんが受け取ることができる退職金]

退職金額=基本退職金+付加退職金(※)

※本設問における付加退職金は、以下の[基本退職金額表]における納付月数の43月目、55月目、67月目のそれぞれの基本退職金相当額に、以下の[付加退職金支給率]を乗じて得た額の合計額である。

[基本退職金額表(掛金1,000円当たり)]

(単位:円)

月数	金額	月数	金額	月数	金額
43	43,010	54	54,460	65	66,170
44	44,030	55	55,520	66	67,240
45	45,060	56	56,580	67	68,310
46	46,090	57	57,640	68	69,390
47	47,130	58	58,700	69	70,470
48	48,170	59	59,760	70	71,550
49	49,210	60	60,820	71	72,630
50	50,260	61	61,890	72	73,710
51	51,310	62	62,960	73	74,790
52	52,360	63	64,030	74	75,870
53	53,410	64	65,100	75	76,950

[付加退職金支給率] 0.0114

1. 739,002円
2. 744,888円
3. 751,218円
4. 756,122円

(問題 4 3)

(設問C) 確定給付企業年金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 老齢給付金の支給要件として、15年を超える加入者期間を規約に定めることはできない。
2. 脱退一時金の支給要件として、3年を超える加入者期間を規約に定めることはできない。
3. 障害給付金および遺族給付金は任意給付であり、規約に定めることにより支給することができる。
4. 老齢給付金の支給要件を満たす人であって支給の請求をしていない人は、規約で定めるところにより、事業主等に老齢給付金の支給の繰下げの申出をすることができる。

(問題 4 4)

(設問D) 確定拠出年金に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 国民年金の第1号被保険者は、個人型年金加入者となることができるが、産前産後期間の国民年金保険料の納付を免除されている人は個人型年金加入者となることはできない。
2. 簡易企業型年金は、企業型年金加入者の資格を有する人の数が100人以下であることが要件の一つとされている。
3. 中小事業主掛金納付制度(iDeCo+)は、従業員が加入する個人型確定拠出年金に事業主が追加で掛金を拠出する制度で、事業主掛金は加入者掛金を上回ることはできない。
4. マッチング拠出を選択している企業型年金加入者は、同時に個人型年金加入者となることはできない。

(問題 4 5)

(設問E) 国民年金基金に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 国民年金の第1号被保険者は、国民年金基金の加入員となることができるが、国民年金の任意加入被保険者は、国民年金基金の加入員となることはできない。
2. 国民年金基金の加入員が、国民年金の第2号被保険者または第3号被保険者となったときは、その翌日に加入員の資格を喪失する。
3. 国民年金基金の加入員または加入員であった人の死亡に関して支給する一時金の額は、8,500円を超えるものでなければならない。
4. 国民年金基金の掛金の額は、月額68,000円(年額816,000円)を超えてはならないが、この上限とは別に個人型確定拠出年金に掛金を拠出することができる。

問10

中小法人の資金計画等に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題46)

(設問A) 中小企業者を対象とした信用保証協会の信用保証制度に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 信用保証制度を利用できる中小企業者に該当するためには、会社の場合、業種ごとに定められた資本金の額および常時使用する従業員数の要件をともに満たさなければならない。
2. 一般保証における中小企業者への保証限度額は、無担保の場合、1億円である。
3. 信用保証制度を利用する場合、団体信用生命保険への加入が義務付けられている。
4. 中小企業者が信用保証協会の保証を受けて金融機関から融資を受ける場合、中小企業者は、信用保証協会に対して信用保証料を支払わなければならない。

問 1 1

CFP[®]認定者にとって、リタイアメントプランニングに関する情報に関心をもち、情報収集しておくことは大切です。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 4 7)

(設問A) 成年後見制度等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、「本人」とは任意後見契約の委任者をいうものとする。

1. 任意後見監督人が選任される前においては、本人または任意後見受任者は、家庭裁判所の許可を得て、任意後見契約を解除することができる。
2. 任意後見人は、報酬に関する特約がなければ、本人に対して報酬を請求することができない。
3. 成年後見人は、成年被後見人が死亡した場合において、必要があるときは、家庭裁判所の許可を得て、成年被後見人の遺体の火葬に関する契約の締結を行うことができる。
4. 成年後見人は、成年被後見人の財産の適切な管理を行うために、家庭裁判所の審判を得て、成年被後見人宛ての郵便物等の配達（回送）を受けることができる。

(問題 4 8)

(設問B) 後見制度支援信託に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、「本人」とは信託契約の委託者をいうものとする。

1. 後見制度支援信託では、本人の財産のうち日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭は信託銀行等に信託する。
2. 後見制度支援信託は、法定後見における保佐および補助において利用することができる。
3. 信託契約締結後に信託財産から金銭を払い戻す場合、信託銀行等に提出する指示書は、家庭裁判所が発行する。
4. 信託契約の締結に関与した専門職後見人に対する報酬額は、専門職後見人が行った仕事の内容や本人の資産状況などの諸事情を考慮して家庭裁判所が決定する。

(問題49)

(設問C) サービス付き高齢者向け住宅などの高齢者向け施設等に関する下表の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

(ア)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料または低額な料金で、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設である。 ・ 対象者は、身体機能の低下等により自立した生活を営むことについて不安であると認められる人であって、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の人である。
サービス付き高齢者向け住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・ (イ)、生活相談サービス等の福祉サービスを提供する住宅である。 ・ 対象者は、以下の①または②に該当する単身・夫婦世帯である。 <ul style="list-style-type: none"> ① 60歳以上の人 ② 要介護または要支援認定を受けている60歳未満の人
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行う共同生活住居である。 ・ 対象者は、原則として65歳以上の(ウ)であって認知症である人(その人の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある人を除く)である。

- | | | |
|-----------------------|--------------|------------|
| 1. (ア) 養護老人ホーム | (イ) 介護サービス | (ウ) 要支援2以上 |
| 2. (ア) ケアハウス(軽費老人ホーム) | (イ) 介護サービス | (ウ) 要介護1以上 |
| 3. (ア) 養護老人ホーム | (イ) 状況把握サービス | (ウ) 要介護1以上 |
| 4. (ア) ケアハウス(軽費老人ホーム) | (イ) 状況把握サービス | (ウ) 要支援2以上 |

(問題50)

(設問D) 各都道府県の社会福祉協議会が行っている「不動産担保型生活資金貸付制度(要保護世帯向けを除く)」に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 貸付けの対象となる世帯の構成員は、原則として65歳以上でなければならない。
2. 担保となる不動産は、借入申込者が単独で所有している居住用不動産に限られる。
3. 借入申込者は、原則として推定相続人の中から1名を連帯保証人にしなければならない。
4. 貸付契約終了前に貸付元利金が貸付限度額に達した場合でも、契約の終了まで担保となっている住宅に住み続けることができる。